2　（略）

（削る）

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

五・六　（略）

2～4　（略）

5　第二項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（第五号加入者が行う個人型年金加入者の区分の変更の届出）

第四十八条の二　第五号加入者は、第二号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　掛金納付の方法

三　法第六十二条第二項各号に該当しない旨

四　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　第五号加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三　前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

3　第一項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（個人型年金運用指図者が行う個人型年金への加入の申出）

第五十二条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により連合会に提供することによって行うものとする。

一　第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　（略）

2　（略）

3　前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

三　個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあっては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

五・六　（略）

2～4　（略）

5　第二項の届出（同項第一号に係るものに限る。）に当たっては、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

（新設）

（個人型年金運用指図者の申出）

第五十二条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　（略）